

こどもの発達センターひいらぎにおける対応について（報告）

こどもの発達センターひいらぎは、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月9日から5月6日まで、通所による事業について休所を決定している。

5月7日以降については、次のとおり、対応する。

1 休所の継続について

現在、休所している次の事業について、5月7日(木)及び8日(金)の両日、休所を継続する。

(1) 通所事業

- ア 単独療育通所事業
- イ 課題別学習通所事業
- ウ 親子療育通所事業

(2) 外来機能訓練事業

- ア 機能訓練
- イ 言語検査・相談

(3) 各種相談事業

- ア 発達検査
- イ 小児神経科医による療育相談
- ウ 来所でのひいらぎ職員による発達全般の相談

(4) 保護者対象事業

※継続の理由：通所児の保護者に対する連絡及び受け入れ準備が整わないため。

2 各事業の対応

(1) 緊急事態宣言が解除されなかった場合

ア 単独療育通所事業

(ア) くじら（週4日）グループ

- a 通所休止の継続
- b 電話相談の継続
- c お便り、在宅支援教材の郵送の継続
- d 教材の貸し出しの継続
- e 野外指導エリア解放（9：00～13：00）
- f 緊急支援児の預かり（1日4名）の継続

(イ) くじら（週1日）グループ

- a 通所休止の継続

- b 電話相談
- c お便り、在宅支援教材の郵送

イ 課題別学習通所事業（まんぼうグループ）

- (ア) 休止の継続
- (イ) 電話相談
- (ウ) お便り、在宅支援教材の郵送

ウ 親子療育通所事業（めだかグループ）

- (ア) 休止の継続
- (イ) 電話相談
- (ウ) お便りの郵送
- (エ) 野外指導エリア解放

(2) 緊急事態宣言が解除された場合

ア 単独療育通所事業

- (ア) くじら（週4日）グループ
 - a 自粛要請、家庭判断を優先
 - b 分散登園の実施（1日1チーム）
 - c 緊急支援児の預かり（1日4名）の継続

(イ) くじら（週1日）グループ

在籍園（幼稚園・保育園）の開始状況を確認の上、開所日を決定する。

イ 課題別学習通所事業（まんぼうグループ）

在籍園（幼稚園・保育園）の開始状況を確認の上、開所日を決定する。

ウ 親子療育通所事業（めだかグループ）

- (ア) 約1か月は、休止
- (イ) 電話相談
- (ウ) お便りの郵送
- (エ) 野外指導エリアの解放